

令和8（2026）年度 指導補助員募集要項

柏崎市教育委員会

1 募集目的

学習指導の充実と児童生徒の個性の伸長及び生徒指導、特別支援教育に取り組む市内各小・中学校が、指導の充実を図ることを目的に指導補助員を配置します。

2 名称及び身分

名称は指導補助員とし、身分は柏崎市非常勤職員とします。

3 募集人数 若干名

4 職務内容

指導補助員は校長の命を受け、次の職務を行います。

- (1) 学習指導の補助
- (2) 生徒指導の補助
- (3) 特別な教育的支援を要する児童生徒の支援
- (4) その他校長が必要と認める業務

※ 教員免許状所有者については、配置校の状況に応じて、単独での少人数指導等を行っていただく場合があります。

5 任用期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

※ただし、夏季休業中は勤務を要しない日とします。

6 服務 正規職員に準じます。

7 勤務日・勤務時間・休暇等

- (1) 勤務日及び勤務時間は、原則として配置された学校の勤務日及び勤務時間によるものとし、学校行事等で振替勤務となる場合があります。（休日：原則 土・日・祝日）
- (2) 勤務は、1日7時間30分・週5日（週37時間30分）とします。
- (3) 休憩時間は、学校の休憩時間とします。
- (4) 年次有給休暇は、「柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
(雇用期間1か月に1日の年次有給休暇で、30分単位での取得が可能です。)
- (5) 年次有給休暇以外の休暇は、「柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
- (6) 研修等への参加を命ずことがあります。
- (7) 県外出張や宿泊出張はありません。
- (8) 支援する児童生徒とともに参加負担する経費(バス料金等)は、予算の範囲内で支給します。

8 報酬等

- (1) 報酬は月額とし、任用初日に教員免許状所有の場合は月額187,700円、無資格者は月額178,400円とします。ただし、7月、8月は日割計算となります。

- (2) 支払いは月末で締め切り、所得税、健康保険、厚生年金、雇用保険、介護保険料（40歳以上）を差し引いた額を翌月の21日（当日が休日の場合は前日又は前々日）に口座振替により支払います。
- (3) 6月、12月に期末・勤勉手当が支給されます。
- (4) 通勤に係る費用弁償は、距離数に応じて支給します。
- (5) その他の手当等はありません。
- (6) 労働者災害補償保険に加入します。

9 応募資格

学校教育に理解があり、学習指導・生徒指導に意欲のある方
特別な教育的支援を要する児童生徒に誠意を持って適切に対応できる方
(教員免許状所有者が望ましいですが、なくても応募可能です。)

※ 教職経験は問いません。

10 応募方法 《※令和8（2026）年1月6日（火）から公募》

別紙「柏崎市指導補助員採用申込書」（写真貼付）に必要事項を記入し、ハローワークの紹介状とともに、令和8（2026）年1月16日（金）午後5時【必着】までに柏崎市教育委員会学校教育課に直接または郵送で提出してください。

11 面接

令和8（2026）年2月3日（火）、柏崎市役所2階2-1会議室で、順次面接を実施します。面接時刻は、後日、応募者あてに郵送で通知します。

12 採用通知

採用（内定）の可否は、令和8（2026）年2月末までに文書（郵送）で通知します。

13 その他

この募集は、令和8（2026）年度の予算成立を前提に行っております。予算成立の状況によっては変更になる場合があります。

※ この募集要項で不明な点は、下記にお問い合わせ願います。

柏崎市教育委員会 学校教育課学事保健係

所在地：〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL：0257-21-2366 FAX：0257-23-0881